

平成23年5月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 田中貴章

平成22年(ワ)第27712号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年4月15日

判 決

東京都 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

白 井 晶 子

同

太 田 賢 志

同

佐 藤 顕 子

住居所不明

最後の住所 埼玉県 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

中 澤 [REDACTED]

住居所不明

最後の住所 東京都 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

西 [REDACTED]

住居所不明

最後の住所 東京都 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

河 原 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

原 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

樋 口 卓 也

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帶して、1100万円及びこれ

に対する、被告中澤 [REDACTED] は平成23年1月6日から、被告西 [REDACTED]

[REDACTED] 及び被告河原 [REDACTED] は平成22年9月15日から、被告原 [REDACTED]

は同年 8 月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

- 2 被告西■■■、被告河原■■■ 被告原■■■は、原告に対し、連帶して、220万円及びこれに対する、被告西■■■及び被告河原■■■は平成22年9月15日から、被告原■■■は同年8月13日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、商品投資販売業等を目的とするアイ・ベスト株式会社（以下「アイベスト」という。）の従業員である被告原■■■（以下「被告原」という。）から、商品の仕組みやリスクについて何ら説明を受けず、元本が保証されると虚偽の事実を申し向けられるなどしたために、投資判断を誤まって投資商品を購入し、購入代金相当額の損害を被ったとして、上記勧誘をした被告原に対して不法行為に基づき損害賠償を求め、かつ、同社が会社ぐるみで違法な勧誘を行っていたとして、取引当時の役員である被告中澤■■■（以下「被告中澤」という。），被告西■■■（以下「被告西」という。），被告河原■■■（以下「被告河原」という。）らに対し不法行為又は会社法429条1項に基づき損害賠償を求める事案である。

- 1 前提となる事実等（証拠等を記載した部分以外は当事者間に争いがない。）
 - (1) 原告は、昭和■■■年生まれの女性（後記の最初の取引時■■■歳）であり、本件で投資商品を購入するまでは株式の現物取引を含め投資経験が全くなかった（甲15）。

(2) アイベストは、商品投資販売業、不動産投資顧問業等を目的とする株式会社である（甲1）。

アイベストは、金融商品取引業を行うに際して必要となる内閣総理大臣の登録を受けていない（弁論の全趣旨）。

(3) 被告原は、アイベストの従業員（東京営業部主任）として、原告に対し、投資勧誘を行い、後記の投資商品を購入させた。

(4) 原告は、被告原の勧誘を受け、アイベストから、平成18年12月8日、「少人数私募債型不動産ファンド」（以下「本件ファンド1」という。）を1000万円で、平成20年3月26日、同「グローバル・カレンシー・ファンド」（以下「本件ファンド2」といい、2つ併せて「本件ファンド」という。）を200万円で購入し、原告は、アイベストに対し、上記各購入日当日、それぞれ購入代金を支払った（以下、前者の取引を「本件取引1」、後者の取引を「本件取引2」、併せて「本件取引」という。）（甲3、7、8、10、11、15、乙1、2）。

(5) 被告中澤は、平成16年11月25日から平成18年11月25日までアイベストの代表取締役を務めた。

被告中澤の退任後、平成19年7月31日まで、アイベストの代表取締役は選任されなかった。（甲1）

(6) 被告西は、平成17年9月1日から平成18年11月25日までの間及び平成19年8月1日から平成20年12月31日までの間、アイベストの取締役を務めた。

被告西が平成18年11月25日に退任してから平成19年8月1日に再任されるまでの間、アイベストの取締役は選任されなかった。（甲1）

(7) 被告河原は、平成17年9月1日から平成18年11月25日までアイベストの取締役を務め、平成19年8月1日から現在までアイベストの代表取締役を務めている。

被告河原が平成18年11月25日に退任してから平成19年7月31日まで、アイベストの取締役は選任されなかった。（甲1）

2 原告の主張

(1) 本件取引1

ア 被告原は、平成18年10月ころ、原告の要請を受けていないのに勧誘電話をかけた上、同年11月ころ原告宅を訪問し、本件ファンド1について、高いリスクがあるにもかかわらず、「元本は返ってきます。」、「年12パーセントの配当が出ます。」、「元本の償還はされるし、減ってしまうということはない。」などと述べ、アイベストが作成した本件ファンド1の案内書（その他の金融商品の比較として、本件ファンド1と個人向け国債は元本償還がされ、外貨預金は元本償還されない旨が記載されている。）や、「安全な資産運用」という文字が太字で強調されているもの、あたかも確定的に配当が支払われるかのような利回り計算表、「元本を取り崩すことなく、毎月お小遣いのように配当が受け取れます。」と記載されているパンフレットなどを交付して重ねて本件ファンド1の勧誘を行った。

その際、被告原は、原告に対し、本件ファンド1の仕組みやリスクについての説明を全くしなかった。

イ アの勧誘行為によって、原告は、元本欠損のおそれがなく配当を受領することができる商品であると誤信したため、平成18年12月8日、本件ファンド1を購入し、被告原に対し、本件ファンド1の預入金1000万円を交付した。

(2) 本件取引2

ア 被告原は、原告に対し、平成20年3月ころ、「良い商品があるからパンフレットを送ります。」、「利子は8パーセントと少し低いが1年満額だから仕方がないです。」と述べ、商品の仕組みやリスクについて何らの

説明もせず、本件取引1の勧誘時と同様に、リスクについて記載されていないパンフレットなどを送付した。

イ アの勧誘行為によって、原告は、元本欠損のおそれがなく配当を受領することができる商品であると誤信したため、平成20年3月26日、本件ファンド2を購入し、被告原に対し、本件ファンド2の預入金として200万円を交付した。

(3) 責任原因

ア 被告原は、本件ファンドには高いリスクがあるにもかかわらず原告に対し、「年12パーセントの配当が出る。」、「元本は減ってしまうことはなく償還される。」などと勧誘し、個人向け国債と同じく安全性の高い商品であると誤認させる書面を交付し、また、リスクの説明を行わなかつた。

金融商品を勧誘する者は、投資者の投資判断を誤らせないように、投資者に対し、投資内容を十分に理解して投資判断ができるための情報を適切に提供し、投資者の知識、能力等に応じて、投資者が理解できる程度に説明すべき信義則上の注意義務を負うが、被告原は、これらの注意義務に違反し、商品の情報を提供しないで、リスクの説明も行わず、かえって虚偽の説明をして原告を勧誘した。

したがって、被告原は、詐欺まがいの勧誘を行ったのだから不法行為責任（民法709条）を負う。

イ 本件取引1の当時、被告中澤、被告西、被告河原は、アイベストの取締役としての権利義務を有していたが、被告原がアイベスト作成のパンフレットを使用して、同社の指導のもと、虚偽の説明をして勧誘をしたことによれば、アイベストの役員と従業員が組織的に会社ぐるみで詐欺まがいの商法を行っていたというべきであるから、それぞれ被告原と連帶して、本件取引1について、共同不法行為責任（民法719条1項、709条）

を負う。

また、同被告らは、アイベストの代表取締役又は取締役としての権利義務を有していたことから、アイベストの営業担当者が適切な勧誘を行い、投資商品の取引が適法なものとなるように業務執行を行う義務、あるいは、アイベストの他の役員による業務執行を監督し、是正すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、違法な本件取引1を放置した。したがって、同被告らは、本件取引1について、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

ウ 本件取引2の当時、被告西及び被告河原は、上記イと同様、アイベストの役員と従業員が組織的に会社ぐるみで詐欺まがいの商法を行っていたことに照らせば、それぞれ被告原と連帶して、本件取引2について、共同不法行為責任（民法719条1項、民法709条）を負う。

また、同被告らは、本件取引2の当時アイベストの取締役又は代表取締役としての権利義務を有していたことから、上記同様、アイベストの営業担当者が適切な勧誘を行い、投資商品の取引が適法なものとなるように業務執行を行う義務、あるいは、アイベストの他の役員による業務執行を監督し、是正すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、違法な本件取引2を放置した。したがって、同被告らは、本件取引2について、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(4) 損害

原告は、本件取引1について交付金員相当損害金1000万円及び弁護士費用相当損害金100万円の損害を、本件取引2について交付金員相当損害金200万円及び弁護士費用相当損害金20万円の損害を被った。

なお、原告は、本件ファンドから、別紙入出金一覧の「配当金額」欄記載のとおり合計322万4000円の配当を受けているが、これは被告らが原告に違法な取引を続けさせる（被害の発覚を遅らせる）ために交付したもの

というべきであるから、不法原因給付によって生じた利益であって、損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除すべきものではない。

(5) よって、原告は、被告原に対しては、本件取引にかかる不法行為（民法709条）に基づき、1320万円及びこれに対する不法行為後であり、訴状送達の日の翌日である平成22年8月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、被告西及び被告河原に対しては、本件取引にかかる共同不法行為（民法719条）又は会社法429条1項の責任に基づき、1320万円及びこれに対する不法行為後であり、訴状送達の日の翌日である平成22年9月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を、被告中澤に対しては、本件取引1にかかる共同不法行為（民法719条）又は会社法429条1項の責任に基づき、1100万円及びこれに対する不法行為後であり、訴状送達の日の翌日である平成23年1月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

2 被告らの主張

(1) 被告中澤

被告中澤は、公示送達による呼び出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しない。

(2) 被告西、被告河原

ア 本件取引における被告原の勧誘態様については知らない。

イ アイベストが組織的に詐欺を行っていたことは否認する。

ウ 被告ら及びアイベストは、原告に対し、本件取引について少なくとも総額で330万4000円を支払っている。したがって、仮に被告らが原告に対し損害賠償責任を負担するとしても、損害額からかかる既払金は控除されるべきである。

(3) 被告原

ア 被告原は、原告に対して、本件取引の際に、本件ファンドの仕組みやリスクを説明しており、説明義務を果たしている。

イ 被告原は、アイベストの従業員として、同社の指示に従って勧誘を行っていたが、役員の指揮命令に従って商品の説明を行わざるを得ない立場にあったから、アイベストが販売する商品や同社自体についての情報を精査し、調査結果から知り得た情報を原告に説明しなければならない義務まで負うと解することは著しく酷であり、被告原には、説明が不十分であったとしても故意及び過失はなかった。

ウ 過失相殺

原告は、本来自己責任で投資商品の購入をすべきであって、アイベストがどのような会社であるのか、投資商品がどのような内容であるのかを自ら調査すべきであるのに、これを確認していない。また、取引の経過や投資商品の購入金額の大きさに照らしても、原告が上記の調査をしないで本件取引を行ったことは軽率であったといえる。よって、これらの事情を考慮すれば、原告には過失があるから過失相殺をすべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1(1) 証拠（甲4ないし7, 9, 10, 11, 15, 乙1, 2）及び弁論の全趣旨によれば、原告の主張(1)(2)の事実が認められる。
- (2) 上記認定事実によれば、被告原は、原告に対し、本件取引の勧誘に際し、アイベスト作成のパンフレット等を用いて、本件ファンドについて元本が保証され、年12パーセントの配当が得られる旨の説明をしたが、実際には配当金の支払が途中で中止され、元本の償還も実行されなかつたと認められ、併せてアイベストが本件ファンドを運用していたことが認められないことによらせば、本件ファンドにつき、元本が保証され、配当をすることができる商品であったとは到底認めがたいから、被告原の上記説明内容は虚偽のものであったと認めることができる。そして、元本が保証され、かつ高利を期待

できる投資商品を容易に想定することはできないし、被告原も、本件ファンドの運用の実態や収支の状況を具体的に説明することができないのであるから、同被告は、虚偽であることを知っていたと認められるし、リスクを含む投資商品の説明を怠った過失があるというべきである。これに対し、被告原は、要するにアイベストの指示のとおりに説明したにすぎないから過失がない旨の主張をするが、元本が保証され、かつ高利回りである投資商品は容易に想定しがたいのであるから、営業担当者としては会社から資料に基づいてその具体的な根拠について説明を受け、投資商品の運用状況を調査確認すべきであって、会社の説明を鵜呑みにして投資商品を販売をしても過失がないというべきではなく、同被告の主張を採用することはできない。

また、アイベストがパンフレットを作成して、営業担当者に対し投資商品の運用状況を裏付けを示して具体的に教示しないまま本件ファンドを売却させていたことに照らせば、アイベストが会社ぐるみで虚偽の説明をして本件ファンドを売却していたと認められ、また、アイベストの代表取締役及び取締役は、営業担当者がリスクを含む説明をして投資商品を売却するなど適法な営業を行うように指導監督する義務を怠った過失があるというべきである。

したがって、本件取引につき、被告原は民法709条、被告西及び被告河原は民法709条、719条または会社法429条1項に基づいて各責任を負い、被告中澤は、本件取引1について民法709条、719条または会社法429条1項に基づいて責任を負う。

(3) 損害について

前記争いのない事実等のとおり、原告は、アイベストに対して、本件取引1については1000万円、本件取引2については200万円を預入金として支払っており、当該支払相当額が損害となることが認められる。

(4) 弁護士報酬相当損害金について

原告請求の弁護士報酬相当損害金は、被告らの違法行為と相当因果関係に

あるから、本件取引1に関し100万円、本件取引2に関し20万円について認められる。

(5) 以上によれば、原告の請求原因事実を認めることができる。

2 これに対し、被告らは、次のとおり主張するので検討する。

(1) 損益相殺について

被告西及び被告河原は、アイベストが原告に配当として交付した330万4000円について損害額から控除されるべきと主張する。

弁論の全趣旨によれば、アイベストは、原告に対し、本件ファンドの配当金として、別紙入出金一覧のとおり、配当金合計322万4000円を支払ったことが認められる。同額を超える分については、これを認めるべき証拠はない。

しかしながら、上記認定のとおりアイベストは、会社ぐるみで組織的に、虚偽の説明をして投資商品を購入させ、その投資商品を運用していた実体も認められず、配当と称して一定額を交付して違法な取引を続けさせ、ひいては投資商品を追加して購入させていたと認められることから、その反倫理性は高度なものがあるというべきであって、配当と称して交付した金員について損益相殺を認めるのは相当ではない。

したがって、上記被告ら主張の控除は認められない。

(2) 過失相殺について

被告原は、過失相殺を主張するので検討するに、上記認定のとおりアイベストが虚偽の説明をして投資商品を購入させていたことに照らせば、被告らの違法性の程度が極めて高いことは明らかであり、原告が適切な投資判断をすることは困難であったと認められるから、原告に過失（注意義務違反）を認める余地はないというべきである。

3 よって、原告の請求は、理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 齋 藤 清 文

裁判官 西 村 修

裁判官 伊 東 あ さ か

(別紙)

入出金一覧

取引日	出資金額	配当金額
平成18年12月8日	10,000,000	
平成19年2月		80,000
平成19年3月		80,000
平成19年4月		80,000
平成19年5月		80,000
平成19年6月		80,000
平成19年7月		80,000
平成19年8月		80,000
平成19年9月		80,000
平成19年10月		80,000
平成19年11月		80,000
平成19年12月		80,000
平成20年1月		80,000
平成20年2月		80,000
平成20年3月		80,000
平成20年3月26日	2,000,000	
平成20年4月		80,000
平成20年5月		92,000
平成20年6月		92,000
平成20年7月		92,000
平成20年8月		92,000
平成20年9月		92,000
平成20年10月		92,000
平成20年11月		92,000
平成20年12月		92,000
平成21年1月		92,000
平成21年2月		92,000
平成21年3月		92,000
平成21年4月		92,000
平成21年5月		92,000
平成21年6月		92,000
平成21年7月		92,000
平成21年8月		92,000
平成21年9月		92,000
平成21年10月		92,000
平成21年11月		92,000
平成21年12月		92,000
平成22年1月		92,000
平成22年2月		92,000
小計	12,000,000	3,224,000
損害額合計		8,776,000

※なお、配当金は毎月10日前後に支払われていた。

これは正本である。

平成 23 年 5 月 27 日

東京地方裁判所民事第 25 部

裁判所書記官 田 中 貴 章

